

産業環境委員会報告資料

令和 7 年 3 月 1 2 日

報告事項件名	頁
(1) 令和 6 年度の再エネ電力共同オークションの進捗状況について	2
(2) 令和 7 年度気候変動適応対策エアコン購入費補助金の訪問調査日数（案）及び 精神障がい者の要件について	3
(3) 令和 7 年度太陽光発電システム・蓄電池設置費補助金の拡充（案）について . .	4
(4) 本庁舎敷地内への公共利用用電気自動車急速充電設備の設置（案）について . .	6
(5) 環境基金審査会（令和 7 年度第 1 期）の審査結果及び次期募集について . . .	8
(6) 環境基金審査会の審査基準の見直しについて	1 1
(7) 令和 7 年度生ごみ処理機購入費補助事業の拡充（案）について	1 2
(8) A I を活用した食品ロス削減の今後の取組について	1 3
(9) 粗大ごみの資源化品目の追加（衣装ケース）について	1 4
(1 0) 足立区省エネルギー対策工場設備更新補助金の令和 7 年度の取組（案）について	1 5
(1 1) 【追加】不法投棄通報協力員の活性化に向けた取組（案）について	1 6

(環 境 部)

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件 名	令和6年度の再エネ電力共同オークションの進捗状況について
所管部課名	環境部環境政策課
内 容	令和5年7月に㈱エナード社と締結した「再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定」に基づく、再エネ電力共同オークションの進捗状況について報告する。 1 再エネ電力共同オークションとは 再エネ電力の利用を希望する事業者をグループ化してスケールメリットを確保し、「競り下げ形式による入札（※）」を行うことで料金を抑制して再エネ電力を調達する仕組み。 ※ 入札参加事業者が、互いの入札金額を見ながらより安価な入札額を呈示し合うことで、落札金額を安価にする方式 2 現在までの進捗 (1) 区内事業者について できるだけ多くの事業者に参加を促すため、東京商工会議所足立支部を通じた会員事業者への周知を行ったほか、希望する事業者には個別訪問による説明などを実施。 その結果、令和7年1月実施のオークション参加事業者は7社（オークションに参加した17自治体の中で最多）となった。 (2) 区施設について 民間事業者だけでなく、区施設がオークションに参加したときのメリットを検証するため、環境部所管の施設である足立清掃事務所が、令和7年1月実施のオークションに参加。 結果、電力調達コストを対前年度比で約15%削減できた。 3 今後の方針 今後、オークション参加事業者を着実に増加させ、スケールメリットを高めることにより、より多くの区内事業者が有利な条件で再エネ100電力を調達できるよう、以下の取組を進める。 (1) 足立清掃事務所の電力調達コストメリットのほか、民間事業者が感じたオークションのメリットを調査・集約し、未参加事業者に向けて情報発信していく。 (2) 足立清掃事務所以外の区施設についても、オークション参加の可能性を検討するため、今回のオークション結果について契約課など関係所管との情報共有を進める。

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	令和7年度気候変動適応対策エアコン購入費補助金の訪問調査日数（案） 及び精神障がい者の要件について
所管部課名	環境部環境政策課
内容	エアコン購入費補助金の実施にあたり、令和6年度において訪問調査にかかる日数の短縮及び補助対象の拡充の要望をいただいたため、検討の結果を以下のとおり報告する。 1 訪問調査にかかる日数の短縮について（案） 【訪問調査にかかる日数】 （変更前）土日祝日を除き原則10日 （変更後）<u>土日祝日を除き原則5日</u> 上記を実現するために、訪問調査員を増員する予算を第一回定例会に上程中である。 2 精神障がい者の要件について 令和6年度、精神疾患により通院を継続している世帯について、精神障害者保健福祉手帳を所持していない世帯が数件見受けられたため、令和7年度から精神障がい者への補助対象要件を、以下のとおり拡充する。 （変更前） 精神障害者保健福祉手帳を所持する者 （変更後） 精神障害者保健福祉手帳又は <u>自立支援医療受給者証を所持する者（※）</u> ※ 対象者約2,400人 補助対象者見込 約10人 （精神障害者保健福祉手帳のエアコン補助金申請者数から算出） 3 今後の方針 令和7年度当初予算が可決された際は、委託事業者と連携し、補助金支給を円滑に行っていく。

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件 名	令和7年度太陽光発電システム・蓄電池設置費補助金の拡充(案)について																					
所管部課名	環境部環境政策課																					
内 容	太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助金は、今年度申請が急増し、補正予算による対応も行ったが早期の終了となった。そのため令和7年度は、受付件数を以下の案のように拡充し、区内のCO₂削減を促進する。 1 令和7年度受付予定件数(案) (1) 太陽光発電補助金 1,000件／220,000千円 (2) 蓄電池補助金 1,000件／50,000千円 (3) 令和6年度からの推移 <table><tr><th>助成機器等</th><th>R6受付数・第3号補正後の予算額</th><th>R7受付数・予算額</th></tr><tr><td>太陽光発電</td><td>620件 (136,400千円)</td><td><u>1,000件</u> (220,000千円)</td></tr><tr><td>蓄電池</td><td>620件 (31,000千円)</td><td><u>1,000件</u> (50,000千円)</td></tr><tr><td>計</td><td>1,240件 (167,400千円)</td><td><u>2,000件</u> (270,000千円)</td></tr></table> (4) 令和7年度予定件数の算定方法 ア 太陽光発電 643件(4～10月 7か月の申請件数)÷7≒91件(月平均) 91件×11か月(受付期間4月～2月分)≒1,000件 イ 蓄電池 696件(4～10月 7か月の申請件数)÷7≒99件(月平均) 99件×11か月(受付期間4月～2月分)≒1,000件 (5) 事業者ヒアリングによる令和7年度の見通し(対面含む) ヒアリングを行った多くの事業者が令和6年度と同程度と回答した。 <table><tr><td rowspan="6">R6と同程度の件数</td><td>事業者A(荒川区)</td></tr><tr><td>// B(さいたま市)</td></tr><tr><td>// C(越谷市)</td></tr><tr><td>// D(さいたま市)</td></tr><tr><td>// E(松戸市)</td></tr><tr><td>// F(伊奈町)</td></tr><tr><td>R6の2倍程度の件数</td><td>事業者G(足立区)</td></tr></table> 2 効果 脱炭素ロードマップで令和12年度までの目標としていた太陽光発電システムの助成件数を、前倒しして令和7年度中(400件に達した時点)に達成することが出来る。	助成機器等	R6受付数・第3号補正後の予算額	R7受付数・予算額	太陽光発電	620件 (136,400千円)	<u>1,000件</u> (220,000千円)	蓄電池	620件 (31,000千円)	<u>1,000件</u> (50,000千円)	計	1,240件 (167,400千円)	<u>2,000件</u> (270,000千円)	R6と同程度の件数	事業者A(荒川区)	// B(さいたま市)	// C(越谷市)	// D(さいたま市)	// E(松戸市)	// F(伊奈町)	R6の2倍程度の件数	事業者G(足立区)
助成機器等	R6受付数・第3号補正後の予算額	R7受付数・予算額																				
太陽光発電	620件 (136,400千円)	<u>1,000件</u> (220,000千円)																				
蓄電池	620件 (31,000千円)	<u>1,000件</u> (50,000千円)																				
計	1,240件 (167,400千円)	<u>2,000件</u> (270,000千円)																				
R6と同程度の件数	事業者A(荒川区)																					
	// B(さいたま市)																					
	// C(越谷市)																					
	// D(さいたま市)																					
	// E(松戸市)																					
	// F(伊奈町)																					
R6の2倍程度の件数	事業者G(足立区)																					

3 補助金事務の委託

受付件数の拡大に伴う事務処理量の増加に対応し、補助金業務全体の適正かつ迅速な支出を確保するため、太陽光発電・蓄電池設置費補助金に関する問い合わせ（電話対応）・受付・審査及び郵送等の業務を委託する。

4 受付方法

国の補助金のように年度内の申請期間を分割し、予定数を超過した場合でも、年間を通じて申請を受け付けられるようにしていく予定。

5 今後の方針

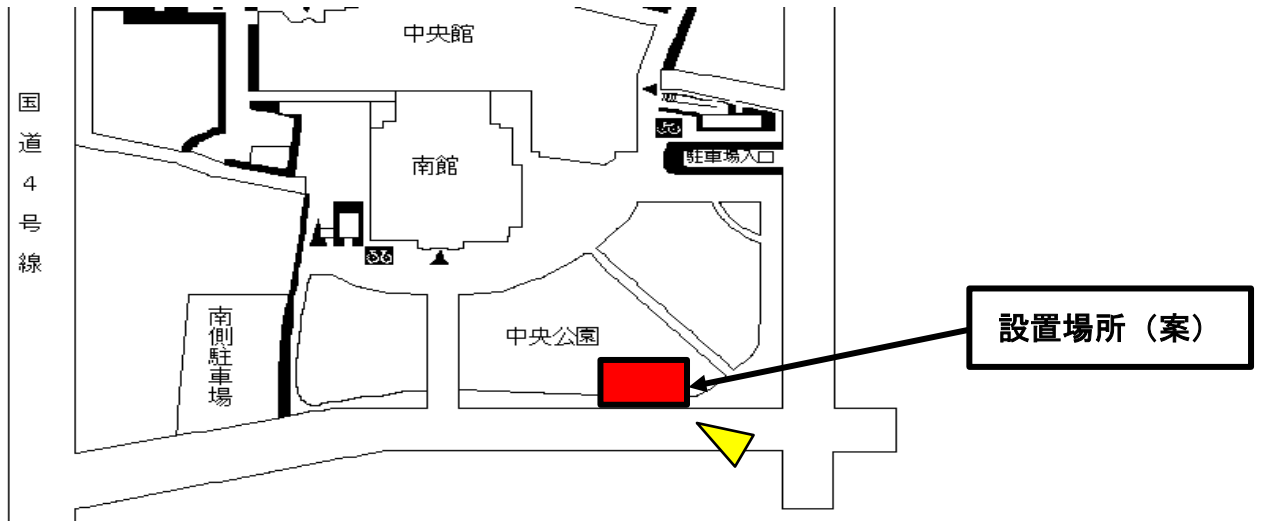
令和7年度当初予算が可決された際は、委託事業者と連携し、補助金支給を円滑に行っていく。

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

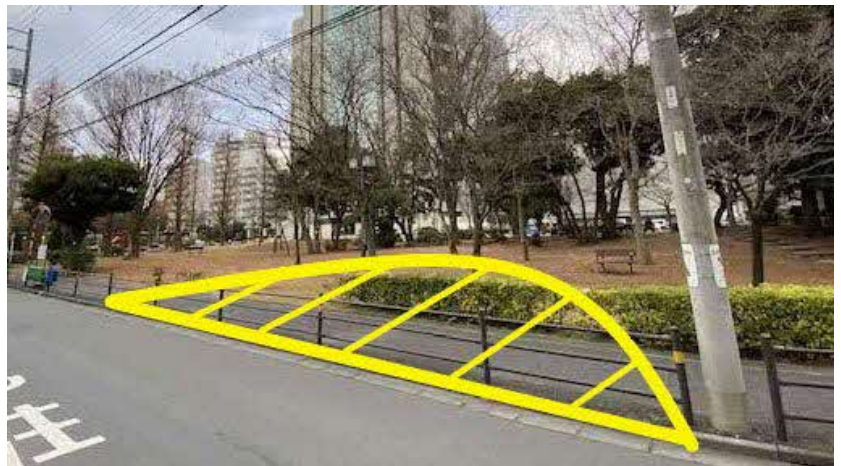
件 名	本庁舎敷地内への公共利用用電気自動車急速充電設備の設置（案）について
所管部課名	環境部環境政策課
内 容	現在検討を進めている本庁舎敷地内への公共利用用電気自動車急速充電設備設置について、場所や運営方法に関する案を報告する。 1 充電設備設置の目的 (1) 電気自動車を使用する来庁者や近隣住民の利便性向上 (2) 地球温暖化対策としての電気自動車導入の啓発 2 現在の検討状況 (1) 充電場所（案） 本庁舎南側中央公園（次頁参照） (2) 設置・運営方法 ① リース契約により設備設置（保守、コールセンター業務等含む）。 ② 安全性に配慮し、バック不要なピットスルー方式。 ③ 使用する電気は再生可能エネルギー100%の電気とする。 ④ 充電料金は区の収入となる。 (3) 充電設備の仕様と課金方法 ① バリアフリー対応（液晶、コネクタ収納場所の高さ等）。 ② クレジットカード、二次元コード決済対応。 （専用の充電カード、専用アプリのインストール不要） ③ 従量課金制（kWhあたりの単価）の採用。 （時間単価課金制では、同じ利用料金でも車種により充電量に差が生じるため不平等） ④ 出力50kWの急速充電器1台分。 3 スケジュール（案） 令和7年度当初予算が可決された際には以下のスケジュールで進めていく。 ① 令和7年4～9月 道路公園整備室に予算を執行委任し、充電場所の整地工事を実施。 ② 令和7年7～8月 入札を実施し事業者を決定。 ③ 令和7年10月 事業者により、東京都の補助を申請。 ④ 令和7年11月～ 電気の引き込み、設備の設置工事实施。 ⑤ 令和8年3月 運営開始 4 今後の方針 充電設備の周知と併せ、電気自動車への移行に利用可能な補助金の案内を組み合わせるなど、効果的な周知啓発策を展開していく。

充電設備設置場所（案）

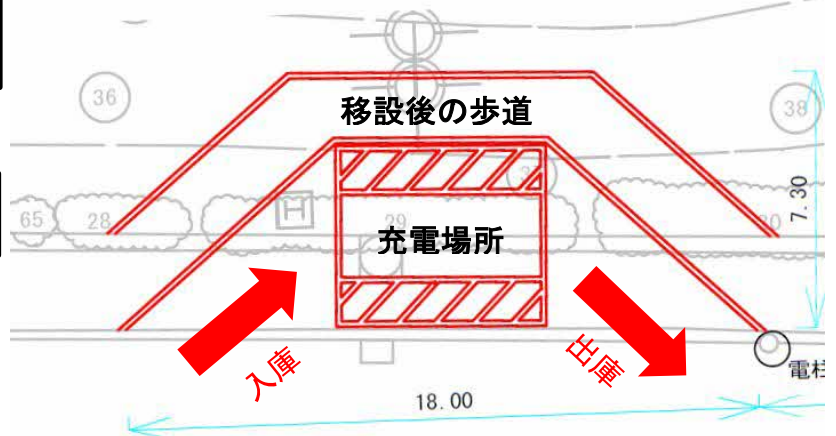


充電場所の整備（中央公園）

- ① 樹木（高木）の移植や、植え込みの撤去など、充電場所を整備。
- ② 歩道を充電場所の内側に移設し歩行者の安全を確保
- ③ 充電場所はバリアフリー対応で十分な広さを確保



平面図



- ★ 施設内ではなく道路に面しているため、利用しやすく、自動車利用者や歩行者に対し効果的な脱炭素施策のPRとなる。
- ★ 安全性に配慮し、バック不要で歩道を横切らないピットスルー方式での設置。
- ★ 現在、充電場所予定地内にある樹木（1本）は伐採せず、別の場所に移植する。

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	環境基金審査会（令和7年度第1期）の審査結果及び次期募集について														
所管部課名	環境部環境政策課														
内 容	令和7年2月3日に開催した令和7年度第1期環境基金審査会の結果と助成対象活動について、以下のとおり報告する。														
	1 募集と採択														
	(1) 募集期間														
	令和6年10月10日（木）から12月6日（金）まで														
	(2) 応募・採択件数														
	<table><tr><th>部門</th><th>応募 （カッコ内は令和6年度第1期応募数）</th><th>採択 （カッコ内は令和6年度第1期採択数）</th></tr><tr><td>一般助成</td><td>2件（1件）</td><td>1件（1件）</td></tr><tr><td>ファーストステップ助成</td><td>1件（5件）</td><td>1件（2件）</td></tr><tr><td>計</td><td>3件（6件）</td><td>2件（3件）</td></tr></table>			部門	応募 （カッコ内は令和6年度第1期応募数）	採択 （カッコ内は令和6年度第1期採択数）	一般助成	2件（1件）	1件（1件）	ファーストステップ助成	1件（5件）	1件（2件）	計	3件（6件）	2件（3件）
	部門	応募 （カッコ内は令和6年度第1期応募数）	採択 （カッコ内は令和6年度第1期採択数）												
	一般助成	2件（1件）	1件（1件）												
	ファーストステップ助成	1件（5件）	1件（2件）												
	計	3件（6件）	2件（3件）												
ア 一般助成（助成上限1,000万円）															
① 区が設定する課題に対応する活動や先進的な技術開発、研究等が対象															
② 環境基金審査会でのプレゼンテーション審査															
イ ファーストステップ助成（助成上限20万円）															
① 新たに開始する環境活動や既存の取組の拡充等が対象															
② 書類審査のみ															
2 採択された活動															
(1) 一般助成															
ア トップシーラー機に適合するバイオ素材容器の開発によるプラスチックの減量と食品ロス削減効果															
【申請者 株式会社ダイモン】															
<table><tr><th>活動の概要</th><th>決定額</th></tr><tr><td>植物由来の弁当・惣菜の容器と併せトップシール（密閉するフィルム）の使用によるプラスチック削減等の普及のため、トップシーラー機の無償レンタル事業を実施する。</td><td>657.6万円</td></tr></table>			活動の概要	決定額	植物由来の弁当・惣菜の容器と併せトップシール（密閉するフィルム）の使用によるプラスチック削減等の普及のため、トップシーラー機の無償レンタル事業を実施する。	657.6万円									
活動の概要	決定額														
植物由来の弁当・惣菜の容器と併せトップシール（密閉するフィルム）の使用によるプラスチック削減等の普及のため、トップシーラー機の無償レンタル事業を実施する。	657.6万円														

(2) ファーストステップ助成

ア 足立区にオリーブを増やそう

【申請者 小規模多機能型居宅介護じゃすみん扇】

活動の概要	決定額
オリーブの栽培・管理と温暖化問題について勉強会を開催するとともに、賛同者に苗木を配布し、地域交流と併せオリーブの木による緑化を進めていく。	20 万円

3 今後の方針

- (1) 活動期間中、計画に沿って取組が進められているか、経過状況を確認する。
- (2) 活動終了後、実績報告書を審査のうえ、交付決定額の範囲内で活動に要した金額を助成する。
- (3) 活動終了から3年間、取組の継続状況について報告書の提出を求める。

4 環境基金審査会

(1) 開催日

令和7年2月3日(月) 午前9時から12時まで

(2) 審査委員の構成(9名中7名出席)

委員区分	役職等	人数
学識経験者	千葉大学大学院社会科学研究院 教授	3名
	芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科 教授	
	東京農業大学地域環境科学部地域創成科学科 教授	
区議会推薦委員	区議会議員	3名
区民委員	団体推薦(女性団体連合会)	1名
	公募により決定した区民委員	2名

5 次期募集(令和7年度第2期)について

(1) 募集期間

令和7年4月10日(木)から5月30日(金)まで

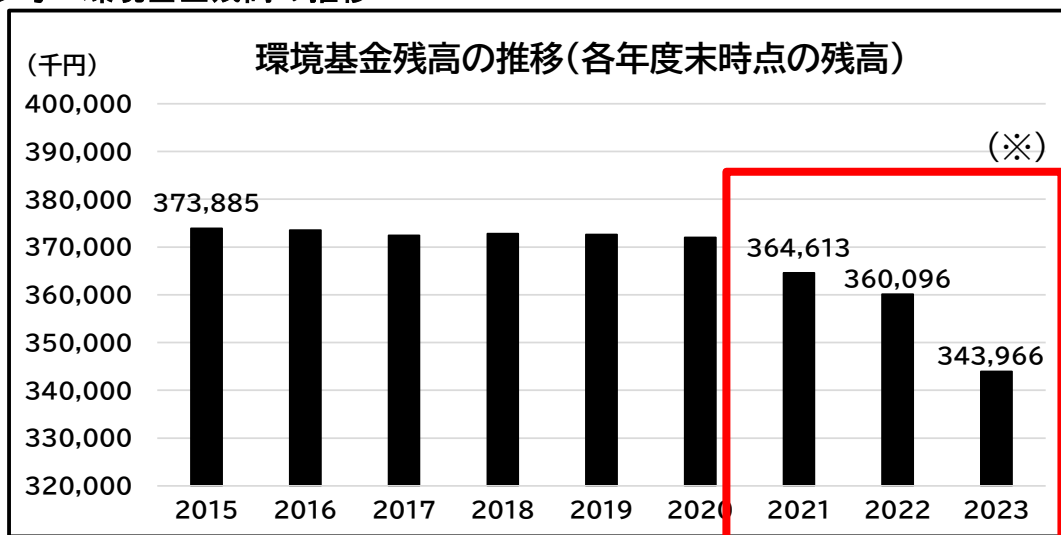
(2) 周知方法

あだち広報4月10日号、区ホームページ、SNS、大学・高校や各種団体等への案内

(3) 助成対象となる活動の審査

令和7年7月30日(水)に環境基金審査会を開催する。

参考 環境基金残高の推移



※ 2021年度以降の基金残高が減少している理由

- ① 企業や大学向け周知の強化による高額申請の増加
- ② 庁内の情報発信資源を活用した周知対象の拡大
(NPO 活動支援センター、足立区産業情報メールマガジン、あだちSDGs パートナー向け等)

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件 名	環境基金審査会の審査基準の見直しについて														
所管部課名	環境部環境政策課														
内 容	区民、団体の環境保全や啓発の気運を高める補助事業とすべきとの議会からの意見を受け、以下の内容で環境基金審査会の審査基準見直しを行う。 1 現状の課題と対応について 環境基金審査会における現状の課題とその原因、対応案について以下のとおりまとめた。 <table border="1"> <tr> <td>課題</td><td>一般助成と比べ、低額の助成部門(※1)は採択率(※2)が低い。 (一般助成 85.7%、低額助成 59.4%) 不採択となることで区民の新たな取組への意欲低下が懸念される。</td></tr> <tr> <td>原因</td><td>不採択となった理由の最多が、波及効果（申請された活動の参加者や講座の受講者等活動内容と直接関係があるもの以外への影響力）が乏しいことであった。</td></tr> <tr> <td>対応</td><td>低額の助成部門に係る審査基準の見直し ア 参加者の環境意識の向上や活動の継続性に、より焦点を当てた審査とする。 イ 波及効果については、参加者による口コミや新たな参加者の勧誘活動などについても認める。</td></tr> </table> ※1 ファースト・ステップ助成及び ecoU-30 助成 ※2 令和4年度から6年度まで、一般助成の申請総数7件、低額の申請部門の申請総数32件 2 今後の方針 令和7年2月3日に開催した環境基金審査会（令和7年度第1期）で審査委員と審査基準や考え方について共有した。 令和7年7月開催予定の環境基金審査会（第2期）から新たな審査基準で審査を実施していく。 (参考) 環境基金の助成枠と上限額 <table border="1"> <tr> <th>助成枠</th><th>助成上限額</th></tr> <tr> <td>一般助成</td><td>1,000万円</td></tr> <tr> <td>ecoU-30 助成</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td>ファースト・ステップ助成</td><td>20万円</td></tr> </table>	課題	一般助成と比べ、低額の助成部門(※1)は採択率(※2)が低い。 (一般助成 85.7%、低額助成 59.4%) 不採択となることで区民の新たな取組への意欲低下が懸念される。	原因	不採択となった理由の最多が、波及効果（申請された活動の参加者や講座の受講者等活動内容と直接関係があるもの以外への影響力）が乏しいことであった。	対応	低額の助成部門に係る審査基準の見直し ア 参加者の環境意識の向上や活動の継続性に、より焦点を当てた審査とする。 イ 波及効果については、参加者による口コミや新たな参加者の勧誘活動などについても認める。	助成枠	助成上限額	一般助成	1,000万円	ecoU-30 助成	30万円	ファースト・ステップ助成	20万円
課題	一般助成と比べ、低額の助成部門(※1)は採択率(※2)が低い。 (一般助成 85.7%、低額助成 59.4%) 不採択となることで区民の新たな取組への意欲低下が懸念される。														
原因	不採択となった理由の最多が、波及効果（申請された活動の参加者や講座の受講者等活動内容と直接関係があるもの以外への影響力）が乏しいことであった。														
対応	低額の助成部門に係る審査基準の見直し ア 参加者の環境意識の向上や活動の継続性に、より焦点を当てた審査とする。 イ 波及効果については、参加者による口コミや新たな参加者の勧誘活動などについても認める。														
助成枠	助成上限額														
一般助成	1,000万円														
ecoU-30 助成	30万円														
ファースト・ステップ助成	20万円														

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	令和7年度生ごみ処理機購入費補助事業の拡充（案）について																																										
所管部課名	環境部ごみ減量推進課																																										
内 容	1 方針 (1) 背景 令和6年度から千住、新田、小台・宮城地域でプラスチック分別回収モデル事業がスタートし、<u>燃やすごみの日が週3日から週2日に減った</u>ことから、同地域における生ごみ処理機の需要が大幅に増加した。 <table><tr><th>年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>プラ分別地域の交付件数 ＜プラ分別地域／全地域＞</td><td>19件／116件</td><td><u>76件／221件</u> (1月末時点)</td></tr><tr><td>プラ分別地域の申請割合</td><td>16%</td><td><u>34%</u></td></tr></table> (2) 対応策 令和8年度からのプラスチック分別回収の区内全域実施に向け、令和7年度生ごみ処理機購入費補助事業を <u>過去最大水準に強化する。</u> 2 拡充内容 <table><tr><th>年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td>上限額</td><td>2万円</td><td>3万円</td></tr><tr><td>補助率</td><td>1／2</td><td>2／3</td></tr><tr><td>補助件数</td><td>221件(1月末時点)</td><td>750件</td></tr></table> 3 交付実績 過去5年間の交付実績 <table><tr><th>年度</th><th>申請件数</th><th>補助金交付額 (千円)</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>33</td><td>385.7</td></tr><tr><td>2年度</td><td>92</td><td>918.3</td></tr><tr><td>3年度</td><td>111</td><td>1170.8</td></tr><tr><td>4年度</td><td>93</td><td>1083.8</td></tr><tr><td>5年度</td><td>116</td><td>1521.9</td></tr><tr><td>6年度 (1月末時点)</td><td>221</td><td>3715.8</td></tr></table> 4 事業周知 プラスチック分別回収事業の周知とあわせ、多くの区民に補助制度をご活用いただけるよう、イベントや各種媒体を通じて積極的な周知活動を行っていく。	年度	令和5年度	令和6年度	プラ分別地域の交付件数 ＜プラ分別地域／全地域＞	19件／116件	<u>76件／221件</u> (1月末時点)	プラ分別地域の申請割合	16%	<u>34%</u>	年度	令和6年度	令和7年度	上限額	2万円	3万円	補助率	1／2	2／3	補助件数	221件(1月末時点)	750件	年度	申請件数	補助金交付額 (千円)	令和元年度	33	385.7	2年度	92	918.3	3年度	111	1170.8	4年度	93	1083.8	5年度	116	1521.9	6年度 (1月末時点)	221	3715.8
	年度	令和5年度	令和6年度																																								
	プラ分別地域の交付件数 ＜プラ分別地域／全地域＞	19件／116件	<u>76件／221件</u> (1月末時点)																																								
	プラ分別地域の申請割合	16%	<u>34%</u>																																								
	年度	令和6年度	令和7年度																																								
上限額	2万円	3万円																																									
補助率	1／2	2／3																																									
補助件数	221件(1月末時点)	750件																																									
年度	申請件数	補助金交付額 (千円)																																									
令和元年度	33	385.7																																									
2年度	92	918.3																																									
3年度	111	1170.8																																									
4年度	93	1083.8																																									
5年度	116	1521.9																																									
6年度 (1月末時点)	221	3715.8																																									

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件 名	A I を活用した食品ロス削減の今後の取組について									
所管部課	環境部ごみ減量推進課									
内 容	令和5年度から開始した「A I を利用した食品ロス削減実証事業」を踏まえ、令和7年度から以下のとおり取り組む。 1 実証事業を通じて確認できた事項 (1) 適した業態・事業規模 ア 予め商品（食品）の作り置きや仕込みを行っておく業態 イ 一日の平均来客数＝90人以上 (2) 一定水準の来客数予測を得られるまでの期間 ア 食品ロス削減効果が見込める来客数予測一致率＝85%以上 イ 上記一致率を得るために必要なデータ入力期間＝6か月程度 (3) 来客数予測と食品ロス削減 経験則による予測との差異を理解し、A I 予測を前向きに活かしていく姿勢が重要 2 令和7年度の実証事業 以下により区内食品販売店・飲食店への展開を図る。 (1) 情報発信 <table><tr><th>発信する情報</th><th>発信方法</th></tr><tr><td>ア 実証事業結果（適した業態・事業規模、予測率の推移など）</td><td>ア 東京商工会議所や区商店街振興組合連合会の会合等を通じた情報発信</td></tr><tr><td>イ システム導入にあたり活用できる補助金</td><td>イ ホームページ、SNS、あだち広報を通じた情報発信</td></tr><tr><td>ウ 食品ロス削減に活用可能なシステム及びベンダー</td><td></td></tr></table> (2) システム導入に関する相談窓口の設置 ごみ減量推進課において、以下の相談に対応する。 ア 実証事業結果の詳細 イ システム導入に活用できる補助金 ウ 食品ロス削減に活用できるシステム 3 実証事業結果の活用 本実証事業の結果については、別途事業者からの結果報告書の提出を受け、その内容を区ホームページで公開し、食品ロス削減へのA I 活用のすそ野の拡大を図るほか、特別区全体のごみ減量施策の参考とするため、清掃リサイクル主管課長会等を通じて22区へも情報提供する。		発信する情報	発信方法	ア 実証事業結果（適した業態・事業規模、予測率の推移など）	ア 東京商工会議所や区商店街振興組合連合会の会合等を通じた情報発信	イ システム導入にあたり活用できる補助金	イ ホームページ、SNS、あだち広報を通じた情報発信	ウ 食品ロス削減に活用可能なシステム及びベンダー	
	発信する情報	発信方法								
	ア 実証事業結果（適した業態・事業規模、予測率の推移など）	ア 東京商工会議所や区商店街振興組合連合会の会合等を通じた情報発信								
	イ システム導入にあたり活用できる補助金	イ ホームページ、SNS、あだち広報を通じた情報発信								
	ウ 食品ロス削減に活用可能なシステム及びベンダー									

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	粗大ごみの資源化品目の追加（衣装ケース）について																		
所管部課名	環境部足立清掃事務所																		
内 容	1 概要 現在、収集または持込された粗大ごみのうち、「金属・小型家電類」、「木製家具類」、「布団類」は選別、積替えのうえ、再資源化している。 再資源化対象品目に「衣装ケース（硬質プラスチック製の収納ケース類）」を追加し、より一層のごみの減量及び資源化の推進を図る。 ※ 衣装ケースは、ポリプロピレン製の硬質プラスチックのため、良質な再生樹脂へのリサイクルが可能。																		
	2 推計処理量 直近3年間の平均実績により、衣装ケースと箱物家具（特小）に含まれる3段型・ボックス型の衣装ケースを合わせて、年間126t（約33,000個）の処理が見込まれる。 【参考】粗大ごみ処理実績（令和3～5年度） <table><tr><td>順位</td><td>品目</td><td>処理個数</td></tr><tr><td>1位</td><td>ふとん</td><td>78,522</td></tr><tr><td>2位</td><td>いす</td><td>40,181</td></tr><tr><td>3位</td><td>箱物家具（特小）</td><td>34,754</td></tr><tr><td>4位</td><td>衣装ケース</td><td>25,798</td></tr><tr><td>5位</td><td>敷物</td><td>24,886</td></tr></table>	順位	品目	処理個数	1位	ふとん	78,522	2位	いす	40,181	3位	箱物家具（特小）	34,754	4位	衣装ケース	25,798	5位	敷物	24,886
	順位	品目	処理個数																
	1位	ふとん	78,522																
	2位	いす	40,181																
3位	箱物家具（特小）	34,754																	
4位	衣装ケース	25,798																	
5位	敷物	24,886																	
3 経費 再生樹脂の売却益で運搬費及び処理費を賄うため、新たな事業経費は発生しない。 ※ 白井運輸㈱（粗大ごみ中継所：足立区鹿浜3）が0円で買取り後、進栄化成㈱（本社：足立区梅田5）が再生樹脂として売却する。																			
4 事業開始日 令和7年4月1日（火）																			
5 今後の方針 更なる資源化の推進のため、対象品目や再資源化手法を検討していく。																			

産業環境委員会報告資料

令和7年3月12日

件 名	足立区省エネルギー対策工場設備更新補助金の令和7年度取組(案)について								
所管部課名	環境部生活環境保全課								
内 容	1 事業概要 製造業が生産設備等を更新する際に、より省エネルギー効果の高い機器(省エネルギー率10%以上)の導入を促進するため、令和6年度から新たに開始した補助事業。補助上限額500万円(補助率1/2)。 2 令和6年度に把握した課題と令和7年度の改善策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度の課題</th><th>令和7年度の改善策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 省エネ診断費用の負担感 助成の可否に関わらず、省エネ診断費用は事業者が負担。</td><td>ア 省エネ診断費用を区が負担 省エネ診断費用を区が負担(上限2万円)し、事業者の申請ハードルを下げる。概略は項番3を参照。</td></tr> <tr> <td>イ 設備更新に要する期間 高額な設備は発注から納品に相当の期間を要し、助成を受けるには早期からの事前準備が必要。</td><td>イ 周知スケジュールの前倒し 該当企業へのDM発送を4月上旬に繰り上げると共に、東京商工会議所への説明も4月中に実施して、企業の準備期間をできるだけ長く確保する。</td></tr> <tr> <td>ウ 制度の認知 取引先金融機関や当区企業経営支援課所掌のマッチングクリエイター等、身近なところから制度紹介を受けると申請に結びつきやすい。</td><td>ウ マッチングクリエイターとの連携強化 年度当初からマッチングクリエイターとの情報連絡を密にし、事業者にとってより身近なところから、制度の周知と需要の掘り起こしを行っていく。</td></tr> </tbody> </table> 3 省エネ診断費用補助の概略 (1) 主な条件(抜粋) ア 要綱に定めた機関で省エネ診断を受けること。 イ 事前相談で区に説明した更新機器のCO₂削減効果(効果が10%以上であるかは不問)が記載されていること。 ウ 申請期限は省エネ診断を受けた年度の3月15日まで。 (2) 予算額 200,000円(@20,000×10件を想定) (3) その他 省エネ診断の補助申請は、省エネ機器更新の補助金とは別に行う。	令和6年度の課題	令和7年度の改善策	ア 省エネ診断費用の負担感 助成の可否に関わらず、省エネ診断費用は事業者が負担。	ア 省エネ診断費用を区が負担 省エネ診断費用を区が負担(上限2万円)し、事業者の申請ハードルを下げる。概略は項番3を参照。	イ 設備更新に要する期間 高額な設備は発注から納品に相当の期間を要し、助成を受けるには早期からの事前準備が必要。	イ 周知スケジュールの前倒し 該当企業へのDM発送を4月上旬に繰り上げると共に、東京商工会議所への説明も4月中に実施して、企業の準備期間をできるだけ長く確保する。	ウ 制度の認知 取引先金融機関や当区企業経営支援課所掌のマッチングクリエイター等、身近なところから制度紹介を受けると申請に結びつきやすい。	ウ マッチングクリエイターとの連携強化 年度当初からマッチングクリエイターとの情報連絡を密にし、事業者にとってより身近なところから、制度の周知と需要の掘り起こしを行っていく。
令和6年度の課題	令和7年度の改善策								
ア 省エネ診断費用の負担感 助成の可否に関わらず、省エネ診断費用は事業者が負担。	ア 省エネ診断費用を区が負担 省エネ診断費用を区が負担(上限2万円)し、事業者の申請ハードルを下げる。概略は項番3を参照。								
イ 設備更新に要する期間 高額な設備は発注から納品に相当の期間を要し、助成を受けるには早期からの事前準備が必要。	イ 周知スケジュールの前倒し 該当企業へのDM発送を4月上旬に繰り上げると共に、東京商工会議所への説明も4月中に実施して、企業の準備期間をできるだけ長く確保する。								
ウ 制度の認知 取引先金融機関や当区企業経営支援課所掌のマッチングクリエイター等、身近なところから制度紹介を受けると申請に結びつきやすい。	ウ マッチングクリエイターとの連携強化 年度当初からマッチングクリエイターとの情報連絡を密にし、事業者にとってより身近なところから、制度の周知と需要の掘り起こしを行っていく。								

産 業 環 境 委 員 会 報 告 資 料

令和 7 年 3 月 1 2 日

件名	【追加】不法投棄通報協力員の活性化に向けた取組（案）について									
所管部課名	環境部生活環境保全課									
内 容	令和7年度にむけて、不法投棄通報協力員（以下「協力員」という。）からの新規通報数増加を目指した取組について報告する。									
	1 これまでの取組と、活性化に向けた今後の取組について									
	<table><tr><td></td><td>これまでの取組</td><td>令和7年度以降の取組</td></tr><tr><td>内容</td><td>協力員へ新規登録の際に啓発品を贈呈。</td><td>1回、10回、20回と、きめ細かく通報回数を区切って啓発品を配布する。</td></tr><tr><td>効果</td><td>登録者を増やすには一定の効果があつたが、継続した通報を促すには至らなかった。</td><td>初めて通報するきっかけづくりや、継続して通報する意欲を高めることが期待できる。</td></tr></table>		これまでの取組	令和7年度以降の取組	内容	協力員へ新規登録の際に啓発品を贈呈。	1回、10回、20回と、きめ細かく通報回数を区切って啓発品を配布する。	効果	登録者を増やすには一定の効果があつたが、継続した通報を促すには至らなかった。	初めて通報するきっかけづくりや、継続して通報する意欲を高めることが期待できる。
		これまでの取組	令和7年度以降の取組							
	内容	協力員へ新規登録の際に啓発品を贈呈。	1回、10回、20回と、きめ細かく通報回数を区切って啓発品を配布する。							
	効果	登録者を増やすには一定の効果があつたが、継続した通報を促すには至らなかった。	初めて通報するきっかけづくりや、継続して通報する意欲を高めることが期待できる。							
なお、20回以上の通報者にも継続して活動してもらえよう、以下の2点は継続して実施していく。										
（1）累計通報回数30回の方に「ゴールド会員証」を贈呈。										
（2）5年以上継続して通報した方に「記念の楯」を贈呈。										
2 新たな取組の周知について										
	<table><tr><td>取 組</td><td>概 要</td></tr><tr><td>通報協力員マガジンによる周知</td><td>全協力員向けに年2回程度発行している通報協力員マガジンを通じて制度をPR。</td></tr><tr><td>イベントでの周知</td><td>しょうぶまつりやA－F e s t a等に出店した際に、協力員の勧誘と合わせてPR。</td></tr><tr><td>区ホームページ・SNSによる発信</td><td>区ホームページに新しい制度や、協力員の皆様が貢献していることをお伝えするため、グラフなどで活動実績を掲載すると共に、SNSによるプッシュ型通知で当該ページに誘導。</td></tr></table>	取 組	概 要	通報協力員マガジンによる周知	全協力員向けに年2回程度発行している通報協力員マガジンを通じて制度をPR。	イベントでの周知	しょうぶまつりやA－F e s t a等に出店した際に、協力員の勧誘と合わせてPR。	区ホームページ・SNSによる発信	区ホームページに新しい制度や、協力員の皆様が貢献していることをお伝えするため、グラフなどで活動実績を掲載すると共に、SNSによるプッシュ型通知で当該ページに誘導。	
取 組	概 要									
通報協力員マガジンによる周知	全協力員向けに年2回程度発行している通報協力員マガジンを通じて制度をPR。									
イベントでの周知	しょうぶまつりやA－F e s t a等に出店した際に、協力員の勧誘と合わせてPR。									
区ホームページ・SNSによる発信	区ホームページに新しい制度や、協力員の皆様が貢献していることをお伝えするため、グラフなどで活動実績を掲載すると共に、SNSによるプッシュ型通知で当該ページに誘導。									
3 今後の方針										
	通報歴の有る協力員も、無い協力員にも通報していただけるよう、日常生活で活用できる啓発品を選定していく。									